

平成24年第3回定例会

(9月28日)

# 一般質問資料

(1回目)

自由民主党千葉市議会議員団  
向 後 保 雄

平成24年 第3回定例会（9月28日）

二回目から一問一答

通告時間：30分

自由民主党千葉市議会議員団の向後保雄でございます。  
す。

## 1 市立青葉病院の運営について

初めに、市立青葉病院の運営について伺います。

現在の青葉病院は平成15年5月1日に開設されて以来9年が経ちましたが、平成23年4月から公営企業法の全部適用となり、病院局が設置され市立病院の経営改革が実施されているところです。全部適用のメリットは、病院事業管理者の権限と責任の明確化であります。これによって病院事業管理者による病院の経営方針や組織改編、職員の柔軟な配置が可能となり、青葉、海浜両病院の効率的な運営が期待されるところです。そこで伺います。

本年2月に策定した新千葉市立病院改革プランでは、病院局の使命として、「市民が必要とする安全・安心な医療を提供する」ことと、「健全な病院経営を確立し、市立病院を持続発展させる」ことを唱っていますが、本市には、二つの市立病院がありますので、そのうち青葉病院の経営方針は具体的にどのように考えているのか伺います。

## 2 子宮頸がん予防対策について

次に、子宮頸がん予防対策について伺います。

がん対策ということで、昨年の6月議会において近藤議員が子宮頸がん検診について質問をされておりますが、その時に島根県の先進事例をあげ、従来からの細胞診とHPV（ヒトパピローマウイルス）検査との併用検診についての当局の考えを聞きましたが、当時の栗原局長の答弁では、今後の国の動向を注視してゆくとのことでした。

先月8月3日に京葉銀行文化プラザで子宮頸がん征圧をめざす専門家会議が主催でNPO法人子宮頸がんを考える市民の会の協力のもと、「子宮頸がん予防対策、成功事例に学ぶ」というセミナーがあり、そこで資料を頂きましたので、紹介します。

島根県では、平成19年に行政モデル検診として、がんではないが、がんになる可能性がある細胞の変化を表す分類であるCIN2及び3の検出感度がほぼ100%と高精度で、受診間隔が延長でき、高齢者の検診終了判定が可能である細胞診/HPV-DNA検査併用検診を全国に先駆けて導入しました。その結果、受診者数は前年比の1.5倍に向上し、若年受診者増に伴いCIN2病変発見率も2.2倍に増加しました。さらには、95%を占めた両検査陰性者は次回検診までの間隔を3年に延長することが可能となり、行政の検診補助費は30%減少し、

CIN3 一例を発見するためにかかる費用は 45% も削減できました。(PDF①、②説明)

平成 24 年現在、併用検診は島根県全域で行われておりますが、上皮内がんが 1.5 倍に増加し、70% を占め、浸潤がんはわずかながら漸減しています。他のがん種と異なり子宮頸がんの発生は一定で、HPV の持続感染者から発生することがわかっているため、未受診者をなくし持続感染者の絞込み検診を行えば、浸潤がんをなくすことは可能です。

将来が予測できる併用検診の導入は、両検査とも陰性ならば 3 ～ 5 年はがんになりませんし、CIN2 又は 3 以内で発見できれば簡単な円錐切除で完治するということで、女性に安心感を与え、島根県の受診率向上に寄与して目標値を超えたということです。

また、がんを発生させない対策も大切で、子宮頸がんの原因となる HPV の感染防止を図っていかなければなりません。

そこで、本市において子宮頸がん予防対策はどのような状況であるのか質問をいたします。

まず、千葉市でも平成 23 年 2 月から、公費助成による子宮頸がん予防ワクチン接種を開始しておりますが、その接種率について伺います。

### 3 千葉市理容師法施行条例の制定について

最後に、千葉市理容師法施行条例の制定について伺います。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次分権一括法）が施行されたことにより、生活衛生関係営業の構造設備、衛生措置の基準等の制定に関する権限が保健所設置市に移譲されることとなりました。

このため、従来千葉県が条例で定めていた「理容師が理容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準」等を本市として新たに条例で規定し、平成25年4月1日からの施行に伴い、千葉県理容生活衛生同業組合中央支部にアンケートを依頼したと伺いました。

また、（仮称）千葉市理容師法施行条例の制定についてのパブリックコメントを9月1日から10月1日まで募集しておりますが、「対象施策の案」のところでは、公衆衛生に関する基準は県内で統一して運用することが合理的であるとし、本市においては千葉県の基準と異なる内容とすべき特別な事情がないことから現在の県の条例と同等の内容にするとされており、異なるところは、理容師が理容所以外の場所で理容の業務を行うことが出来る場合とし、「その他市長が必要と認める場合」を追加するとしております。

そこで、（仮称）千葉市理容師法施行条例の制定にあたり、「その他市長が必要と認める場合」を追加する必要性と具体的にどのような場合を想定しているのか伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。  
当局の明快なご答弁をお願いします。